

公安委員会 説明資料 No. 1	香川県警察本部組織条例の一部改正について	令和 7 年 1 月 23 日 警 務 部
議題事項 香川県警察本部組織条例の一部について所要の改正を行うもの		
1 改正理由 令和 7 年度の組織改正において、サイバー空間を巡る脅威に的確に対処するための機能強化を図ることを目的として、警務部内に「サイバー・情報管理局」を設置するため、香川県警察本部組織条例（昭和 29 年香川県条例第 16 号）について所要の改正を行うものである。 2 改正内容 警務部の所掌事務に、サイバー事案に係る犯罪の捜査等を加える。（第 3 条関係） 3 改正案 香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例（案）のとおり 4 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 5 改正手続等 (1) 2 月県議会定例会に提案予定 (2) 香川県警察組織規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 7 号）その他の関係規程についても所要の改正を行う予定		

公安委員会 説明資料No. 2	香川県警察関係手数料条例の一部改正について	令和7年1月23日 交 通 部
--------------------	-----------------------	--------------------

議題事項

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う保管場所標章制度の廃止により、「香川県警察関係手数料条例」（平成12年条例第4号）の一部を改正するもの

1 改正理由

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）の施行により、警察署長が自動車の保有者に対して交付する保管場所標章（自動車の保管場所の位置等を表示する標章）が廃止されることから、保管場所標章交付等に係る手数料を廃止するもの

2 改正案

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（案）のとおり

3 施行期日

令和7年4月1日

4 その他

2月県議会に上程予定である。

公安委員会 説明資料 No. 3	令和6年第4四半期における贈与等の報告について	令和7年1月23日 警務部
報告事項 香川県職員倫理条例に基づく令和6年第4四半期(10～12月)の贈与等報告書の提出があったので報告する。		
1 報告の対象となる期間 令和6年10月1日から12月31日までの間 2 報告の対象となる職員 管理職員（給料の特別調整額の支給を受ける職員） 3 報告件数 17件 4 参考（贈与報告書の閲覧） 香川県職員倫理条例第6条2項の規定による閲覧の対象（1件につき2万円を超える場合）は、9件である。		